

令和5・6年度 東成瀬村入札参加資格審査申請要領
(建設工事：県内事業者・県外事業者)

令和5・6年度において東成瀬村が実施する競争入札(見積)に参加を希望する事業者は、次により入札参加資格審査申請手続を行うこと。

1. 資格要件

次の要件をすべて満たす場合のみ申請できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条による許可を受けている者。
- (3) 国税(消費税を含む)及び地方税を完納していること。
- (4) 決算日の直前営業年度2年間の各営業年度において完成工事高のある業者であること。ただし、東成瀬村内に本社を有する者についてはこの限りではない。
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規程により経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の規程による総合評定値の通知を受けていること。ただし、東成瀬村内に本社を有する者についてはこの限りではない。
- (6) 建設業法第28条第3項の規程による営業停止の処分を現に受けていない者であること。
- (7) 代表者(役員及び委任を受けた者を含む。)又はその経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- (8) 申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと。
- (9) 秋田県に「入札参加資格審査申請」を行っている者。ただし、東成瀬村内に本社を有する者についてはこの限りではない。
- (10) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険、雇用保険)に加入していること。ただし、法令により摘要除外とされる事業所についてはこの限りではない。

2 受付区分

- (1) 建設工事(県内事業者・県外事業者)

3 受付期間及び提出先

- (1) 県内事業者・県外事業者

- ア 提出方法 **郵送・宅配便等による(ただし持参も可)**
- イ 受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年2月28日(火)まで
(当日消印有効)
- ウ 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)
(土曜・日曜・祝日は除く)
- エ 提出先 〒019-0801
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1
東成瀬村役場 総務課 入札・契約担当

オ 注意事項

- (ア) 封筒に「東成瀬村入札参加資格審査申請書 在中」と朱書で明記すること。
- (イ) 書留・配達記録郵便物受領証又はそれに代わる記録を保管しておくこと。
- (ウ) 受領票は、返信用封筒及び郵便はがき等による受領票が同封してある場合に限り発行する。

4 提出書類、提出部数、申請書作成方法

別紙「令和5・6年度東成瀬村入札参加資格審査申請書提出書類一覧表」による

- ※ 該当する書類を番号順に並べ、表紙及び背表紙に事業者名を記入したA4縦フラットファイル（樹脂綴具・色指定なし）に綴じること。ただし、2部提出とされている「入札参加資格審査申請書」と「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）」については1部のみをフラットファイルに綴じ、残りの1部は穴をあけたり綴ったりせず、クリップ止めにして提出すること。

5 注意事項

- (1) 追加資料を求める場合があるので、速やかに応じること。
- (2) 次の場合は、その事実が発生した日から起算して1か月以内に入札参加資格審査申請書変更届（様式第9号）に必要な書類を添付して提出すること。入札参加資格者名簿に登載された後も同様とする。
 - ア 申請書提出後に申請書の記載事項に変更があったとき。
 - イ 建設工事において、申請書提出後に最新の「経営規模等評価結果及び総合評定値通知」を受けたとき。
 - ウ 建設工事において、秋田県の中間年審査により新たに格付けを受けた工種があったとき。なお、重要な事実及び事項に変更があったにもかかわらず変更届を提出しなかったことが明らかになった場合は、故意の記載漏れを行ったものとみなす場合がある。
- (3) 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実及び事項について故意に記載漏れを行ったことが明らかになった場合は、村が入札参加資格審査を行う全ての業務について当該申請者に係る資格審査を行わないとともに、すでに入札参加資格者名簿に登載された場合は直ちにこれから抹消する。また、後年度に行われる入札参加資格審査申請において、当該申請者の申請を制限する場合がある。
- (4) 受付期間後は、年度途中での随時受付は行わない。ただし、令和5年6月1日以降に次のいずれかに該当した場合はこの限りではない。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続の申し立てをし、同条第2項の規定による申し立てをされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをした者が、当該手続の開始の決定を受けたとき。
 - イ 名簿登載者が会社法に基づく分割又は事業譲渡を行ったとき。
 - ウ 個人の名簿登載者が設立した法人が、当該名簿登載者から事業を承継したとき。
 - エ 個人の名簿登載者の配偶者等が、当該名簿登載者から事業を承継したとき。
 - オ 名簿登載者から事業の全部又は一部を会社法に基づく合併、分割、事業譲渡によ

り譲り受けた場合であって、事業を譲り渡した名簿登載者が村長に当該事業に係る
廃業の届出、または名簿登載の取り下げをしたとき。

カ 村内で新たに起業したとき。

6 問合せ先

秋田県東成瀬村 総務課 入札・契約担当

(TEL 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290)

(注意事項)

正確を期すため、質疑は質問用紙(様式第19号)に記入のうえファクシミリで行
うこと。